

京都市立幼稚園の保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 127 号

京都市立幼稚園の保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

京都市立幼稚園の保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市立学校授業料等徴収条例」を「京都市立学校保育料、入園料及び入学料徴収条例」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)